

吹田市立児童会館条例及び同施行規則の一部改正の骨子案

1 趣旨

- (1) 近年、ひとり親家庭の増加や核家族化、地域のつながりの希薄化など社会環境の変化により、子供同士の育ち合い・学び合いの機会が減少しています。また、こうした社会背景の中で、子供や保護者が孤独を感じやすく、孤立しやすい状況にあり、児童虐待、不登校、貧困など様々な課題が複雑化かつ複合化しています。児童館においては、子供たちを取り巻く環境変化に伴う今日的な課題に対応できるよう、今後を見据えた機能強化等を行います。これまでの取組に加え、地域の実情や利用者のニーズを踏まえた多様な居場所を提供することで、子供が安心して過ごすことができる居場所づくりを実現します。
 - (2) 高城児童会館は昭和37年度（1962年度）に建設されましたが、建設後60年以上が経過していることから老朽化が目立っており、現在、市営日の出住宅跡地への移転整備に向けた取組を進めています。移転整備後の児童会館については、民間事業者が持つ専門的な知識・経験の活用や職員体制の充実を図る観点から、指定管理者制度を導入します。
- (1)(2)に必要な事項を定めるため、吹田市立児童会館条例及び同条例施行規則を改正します。

2 改正内容

(1) 吹田市立児童会館条例

- ア 児童館の設置目的を達成するための取組に、児童が安心して過ごすことができる居場所を提供することを加えます。
- イ 吹田市立高城児童会館を吹田市日の出町1666番6及び1666番8に移転するとともに、移転後の名称を「吹田市立日の出町児童センター」に変更します。
- ウ 児童館の事業に自主学習の場の提供に関する事、不登校児童等の居場所の提供に関する事、児童及びその保護者からの相談に関する事を加えます。
- エ 児童館は、地域交流に対する支援に関する事業を行うことができることとします。
- オ 児童館の利用者の範囲を、現行の小学生から、小学生及び中学生に拡大します。日の出町児童センターについては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大します。

(2) 吹田市立児童会館条例施行規則

- ア 開館時間を原則午前10時から午後6時までとします。
- イ 日の出町児童センターの開館時間を原則次のとおりとします。
 - (ア) 月曜日から金曜日まで 午前10時から午後8時まで
 - (イ) 土曜日 午前10時から午後6時まで

ウ 日の出町児童センターの休館日を、日曜日、5月3日から5月5日までの日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とします。

3 施行予定

令和7年4月1日から施行します。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行します。

- (1) 日の出町児童センターに関する改正 別に規則で定める日
- (2) 北千里児童センターの事業及び使用者の範囲に関する改正 令和9年4月1日